令和６年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

水戸市の税務行政について，ご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は，土地や家屋のほかに，事業用の償却資産にも課税されます。

水戸市内で事業を営み償却資産（水戸市内で貸し付けている資産を含む）を所有されている方は，毎年１月１日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告していただく必要があります（地方税法第３８３条）。この手引きを参考にして申告書等を作成し，期限までに提出してくださいますようお願いいたします。また，期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので，お早目にご申告いただきますようお願いいたします。

※　申告書，非課税適用申告書，課税標準の特例適用申請書は，水戸市ホームページからダウンロード可能です。是非ご利用ください。（Ｐ18 をご参照ください。）

※　水戸市から送付した複写式の申告書等を提出する方は，１枚目の(提出用)をご提出ください。

※　申告書を郵送される方で控えの返送をご希望の方は，必ず所要額の切手を貼付した返信用封筒を同封してください。

※　市外転出，廃業のほか資産の増減や該当資産がない場合でも申告が必要です。

《　目　　次　》

1　申告の対象となる資産 …… 1
2　法人税・所得税との主な違い …… 4
3　建物付帯設備の家屋と償却資産との区分 …… 5
4　不動産貸付業をされている方 …… 6
5　計算のしかた …… 7
6　非課税・課税標準の特例 …… 8
7　再生可能エネルギー発電設備（太陽光，風力，水力，地熱，バイオマス）‥10
8　申告の方法と提出書類 ……10
9　電子申告　(eLTAX) ……12
10　実地調査・不申告・過年度遡及 ……12
11　個人番号を記載した申告書を窓口・郵送でご提出いただく場合 ……12
12　償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方 ……13
13　種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方 ……15
14　種類別明細書（減少資産用）の書き方 ……17
◆　耐用年数表（抜粋） ……19

法定申告期限　令和6年1月31日（水）

申告書提出先・お問い合わせ先

〒310-8610
水戸市中央１－４－１
水戸市財務部税務事務所資産税課　償却資産係
電　　話　029-224-1111（内線1672）
受付時間　8:30～17:15（土・日・祝日を除く）

1　申告の対象となる資産

（1）償却資産とは

固定資産税が課税される償却資産とは，土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有形減価償却資産で，所得税法または法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる資産をいいます。申告時には，法人の方は固定資産台帳や法人税申告書別表等を，個人の方は所得税等の申告書における減価償却費の計算欄，固定資産を管理している帳簿等を基にご記入ください。

また，次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

① 償却済資産（減価償却が終わり，帳簿上備忘価格で計算されている資産）
② 簿外資産で事業の用に供することができる資産
③ 遊休資産（稼動を休止しているが，維持補修が行われている資産）
④ 未稼働資産（まだ稼動していないが，すでに完成している資産）
⑤ 建設仮勘定で経理されている資産
⑥ 決算期以降に取得された資産で未だに固定資産勘定に計上されていない資産

（2）「事業の用に供する」とは

「事業」とは，一定の目的のために一定の行為を継続，反復して行うことをいい，営利または収益を得ることを目的とすることを必要とはしません。したがって，公益法人（公益社団法人及び公益財団法人，一般社団法人及び一般財団法人）の行う活動も，事業に該当します。

「事業の用に供する」とは，所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく，事業として他人に貸し付ける場合も含みます。また，直接的な事業に用いていない従業員の福利厚生施設（医療施設，食堂施設，寄宿舎，娯楽施設等）の器具備品，構築物等も償却資産として申告対象となります。

（3）割賦販売により購入した資産

割賦販売は，所有権が売主に留保されている場合であっても，原則として買主が申告します。

（4）リース資産

資産の所有権が移転しないリース（所有権移転外リース）については，その資産の所有者である貸主（リース会社）に申告義務があります。ただし，譲渡条件付リース等の所有権留保付割賦販売に相当するものなどは，借主が申告をする必要がありますので，取り扱い不明の場合は貸主にご確認ください。

※平成 20 年 4 月 1 日以後締結された所有権移転外リースは，税務会計上売買取引として扱われ，借主が減価償却することになりましたが，固定資産税では，従来どおり貸主（リース会社）に申告義務があります。なお，**所有権移転外リース資産で，当該リース資産の所有者（貸主）の取得価額が 20 万円未満の場合，償却資産は申告対象外**です（地方税法施行令第 49 条）。

（5）申告対象とならない償却資産

① 自動車税・軽自動車税の対象となるもの
② 無形固定資産（鉱業権，商標権，アプリケーションソフトウェア，営業権等）
③ 繰延資産（創立費，開業費等）
④ 使用可能期間が 1 年未満または取得価額が 10 万円未満で，法人税法または所得税法の所得の計算上，一時に損金（必要経費）に算入するもの
⑤ 取得価額が 20 万円未満で，税務会計上 3 年間で一括償却するもの

（６）償却資産の種類

種類別に主なものを分類すると，下表のとおりです。

資産の種類			内　　容
1	構築物	構築物	構内舗装，屋外駐車場舗装路面，煙突，貯水池，門，塀，水槽，ネオン塔，庭園，緑化施設，橋，軌道，岸壁，桟橋，基礎の無いプレハブ倉庫等の建物等
		建　物 附　属 設　備	受変電設備，予備電源設備，屋外給排水設備，屋外電気設備等 建物の所有者以外の方が施工した設備（内部造作設備，照明設備，給排水衛生設備，ガス設備等） **※詳細は，Ｐ5 の「３　建物付帯設備の家屋と償却資産との区分」を参照してください。**
2	機械及び装置		工作機械，電気機械，化学機械，ブルドーザーやパワーショベルなどの自走式作業用機械（ナンバープレートの分類番号が 0，00～09，000～099 のもの），印刷機械，各種産業用機械及び装置，太陽光発電システム等
3	船　舶		貨物船，油槽船，客船，ボート，はしけ，漁船等
4	航空機		飛行機，ヘリコプター，グライダー等
5	車両及び運搬具		フォークリフト，台車，大型特殊自動車等（ナンバープレートの分類番号が 9，90～99，900～999 のもの） ※同一所有者が取り付けたカーラジオやカーナビゲーションシステム等は対象外です。
6	工具、器具及び備品		測定工具，検査工具，取付金具，鍛圧工具，切削工具，雑工具，机，パソコン，椅子，ロッカー，金庫，タイプライター，計算機，レジスター，陳列ケース，ルームエアコン，ネオンサイン，医療機器，理容・美容機器，テレビ，電話機，冷蔵庫，監視カメラ，自動販売機等

Ｑ＆Ａ

Ｑ　自動車は償却資産の申告が必要ですか？

Ａ　自動車税・軽自動車税の対象となる乗用車，トラック等は償却資産の申告の対象ではありませんが，大型特殊自動車は，償却資産の申告対象となります。陸運局への登録の有無にかかわらず償却資産の申告対象です。ナンバープレートを取得している場合，分類番号により資産の種類が区分されます。

分類番号　0，00～09，000～099 のものは，種類２「機械及び装置」
9，90～99，900～999 のものは，種類５「車両及び運搬具」

（7） 業種別の主な償却資産

業　種	主な償却資産の内容
共　通	駐車場設備，受変電設備，発電設備，蓄電設備，舗装路面，庭園，門，塀，外灯，看板，ネオンサイン，中央監視装置，応接セット，ロッカー，キャビネット，エアコン（ビルトインを除く），パソコン，コピー機，レジスター，金庫等
小売業	商品陳列ケース，陳列棚，陳列台，自動販売機，冷蔵庫，冷凍庫，日よけ等
飲食業	接客用家具・備品，厨房設備，カラオケセット，テレビ，冷蔵庫，冷凍庫等
クリーニング業	洗濯機，脱水機，乾燥機，プレス機，ビニール包装設備，給排水設備等
理・美容業	パーマ器，消毒殺菌器，サインポール，理・美容椅子，洗面設備，タオル蒸器等
食肉鮮魚販売業	冷凍・冷蔵ケース，肉切機，ミンチ機，冷蔵庫，電子秤等
自動車修理業・ガソリン販売業	プレス，スチームクリーナー，オートリフト，テスター，溶接機，充電器，洗車機，コンプレッサー，ガソリン計量機，地下タンク，照明設備，独立キャノピー等
製パン業・製菓業	窯，オーブン，スライサー，あん練機，ミキサー，厨房設備，ビニール包装機等
医院・歯科医院	各種医療機器（ベッド，手術台，X線装置，分娩台，心電計，電気血圧計，各種検査機器），事務機器，待合室用いす等
不動産貸付業	門・塀・植栽等の外構，駐車場舗装，屋外給排水設備，屋外電気設備等
駐車場事業	柵，照明等電気設備，駐車装置（機械設備，ターンテーブル），駐車場料金精算機等
パチンコ店・ゲームセンター	パチンコ台，パチスロ台，ゲーム機，両替機，カード発行機，店内放送設備等
印刷業	各種印刷機，活字盤鋳造機，裁断機等
建設業	ブロックゲージ，ポンプ，ポータブル発電機，ブルドーザー，パワーショベル，コンクリートカッター，ミキサー等
ホテル・旅館業	ルームインジケーター設備，厨房設備，洗濯設備，カーテン，ベッド，テレビ，冷蔵庫，ボイラー等
農業	トラクター，田植機，稲刈機，脱穀機，ビニールハウス等
太陽光発電事業	太陽光発電システム，防草シート，コンクリート敷，アスファルト敷，塀，監視カメラ等
ゴルフ練習場	フェンス，ネット設備，照明設備，芝刈機，ボール洗浄機，ボール自動貸出機，集玉設備等

Q&A

Q　事業用に償却資産を所有していますが，耐用年数が経過して国税の減価償却は終わっています。このような場合でも事業用に使用していれば申告が必要ですか？

A　その資産を事業の用に供している限りは，申告対象です。なお，現在使用されていない資産で，将来も使用できないような廃棄同様の状態にあるものや，将来においても使用できないことが客観的に明確であるもの（用途廃止資産）は申告の対象となりません。

（８）損金算入・必要経費にした資産と固定資産税での申告区分

区分 ＼ 取得価額	法人		個人	
	法人税	固定資産税	所得税	固定資産税
10 万円未満	損金算入	―	必要経費	―
	減価償却	**申告対象**		
	3 年一括償却	―		
10 万円以上 20 万円未満	**減価償却**	**申告対象**	**減価償却**	**申告対象**
	3 年一括償却	―	3 年一括償却	―
20 万円以上	**減価償却**	**申告対象**	**減価償却**	**申告対象**

※　令和 4 年度税制改正において，国税における少額の減価償却資産の取得価額の損金算入制度等について，対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した資産は除外することとされました。

※　**租税特別措置法における「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例」で取得価額が 30 万円未満のもの**は，国税において一時に損金（必要経費）算入できる措置がありますが，固定資産税にはこの特例は適用されませんので，**償却資産の申告対象**となります。

２　法人税・所得税との主な違い

税目 ＼ 項目	**償却資産（固定資産税）**	法人税・所得税
減価償却計算の期間	**暦年（賦課期日制度）**	法人　事業年度（決算期） 個人　暦年
減価償却の方法	**定率法** 減価率は，法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同じ	定率法・定額法（選択制）
前年中の新規取得資産	**半年償却**	月割償却
圧縮記帳（※１）	**認められません**	認められます
特別償却･割増償却（※２）（租税特別措置法）	**認められません**	認められます
増加償却　（※３） 耐用年数の短縮　（※４）	**認められます** 該当する場合は，増加償却届出書（写）又は耐用年数の短縮の承認通知書（写）を申告書に添付してください。	認められます
評価額の最低限度	**取得価額の 5%**	備忘価額（1 円）
改良費（資本的支出）	**区分評価**	区分評価（一部合算も可）

（※１）国庫補助金，保険金等により資産を取得した場合に，その取得した価額から受贈益又は譲渡益等に相当する額を控除した額を取得価額とすること。固定資産では「適正な時価」を課税標準としているため認めていません。

（※２）特定の償却資産の取得時に，普通償却額又は普通償却限度額に加えて取得価額の一定割合を必要経費又は損金の額に算入すること（租税特別措置法）。固定資産税では認めていません。

（※３）企業の生産活動が景気の好況等に伴って活発になり機械及び装置の使用時間が事業の通常の経済事情における機械及び装置の平均的な使用時間を超える場合に，税務署長届出により，償却額を一時的に増加すること。固定資産税でも，資産の減価の実態に配慮し税務会計に準じて認めています。

（※４）一定の短縮事由により，その資産の実際の使用可能期間がその資産の耐用年数に比べて著しく短くなる場合（おおむね 10%以上），国税局長の承認により使用可能期間を耐用年数とすること。固定資産税でも認めています。

3　建物付帯設備の家屋と償却資産との区分

（1）家屋と償却資産の区分

建物付帯設備（建築設備）は，家屋と償却資産に区分して評価します。

家屋として取り扱うもの

・家屋の所有者が所有する建築設備で，家屋と構造上一体となりその家屋の効用を高めるもの

償却資産として取り扱うもの

・構造的に家屋と一体でないもの(屋外給水塔，独立煙突，簡単に取り外して移動できるもの等)

・独立した機械・装置としての性格が強いもの（受変電設備，電話交換機等）

・工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの（電気設備，ガス設備等）

・サービス設備としての性格が強いもの（ホテル・病院等の厨房設備，洗濯設備等）

（2）テナントが取り付けた家屋の付帯設備　（申告もれにご注意ください。）

テナント入居者など家屋の所有者以外の方が，その事業の用に供するために取り付けた家屋の付帯設備については，償却資産としてテナント入居者に申告義務があります。（地方税法第343条第10項及び水戸市市税条例第74条第8項）

◆家屋と償却資産の区分例（一般的な設備の例示であり，この区分によらない場合もあります。）

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有者		
			同じ場合		異なる場合
			家屋	償却資産	償却資産
建築工事	内装・造作等	床，壁，天井仕上，店舗造作設備等	○		●
電気設備	受変電設備	設備一式		●	●
	予備電源（蓄電池）設備				
	発電設備				
	中央監視制御装置				
	電力引込設備	引込工事		●	●
	動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備（工場等における機械の動力源等）		●	●
		上記以外の設備	○		●
	電灯コンセント配線設備	設備一式	○		●
	電灯照明設備	屋外設備，特定の業務用の設備（ネオンサイン，投光器スポットライト等）		●	●
		上記以外の照明設備	○		●
	電話設備	電話機，交換機，電源装置等の機器		●	●
		配管，配線，ボックス類	○		●
	ＬＡＮ設備	設備一式		●	●
	インターホン設備	配管，配線類，集合玄関機等	○注1		●
	拡声装置（放送）設備	マイク，スピーカー，アンプ等の機器		●	●
		配管，配線類	○		●
	監視カメラ等設備	監視カメラ，受像機等の機器		●	●
		配管，配線類	○		●
	自動車管制装置	設備一式	○		●
	盗難非常通報装置				

給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備，引込工事，特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	ガス設備	屋外設備，引込工事，特定の生産又は業務用の設備		●	●
		上記以外の設備	○		●
	給湯設備	局所式給湯設備（瞬間湯沸器等）		●	●
		局所式給湯設備（ユニットバス用，床暖房用等），中央式給湯設備	○		●
	衛生器具設備	大小便器，洗面器，浴槽等	○		●
空調設備	冷暖房設備	ルームエアコン（壁掛，据置型等）		●	●
		家屋と一体となっている設備（天吊，天井埋込型等）	○		●
	換気設備	設備一式	○		●
防災設備	火災報知設備 避雷設備	設備一式	○		●
	消火設備	ホース，ノズル，ガスボンベ，消火器等		●	●
		消火栓設備，スプリンクラー等	○		●
その他の設備	運搬設備	工場用ベルトコンベアー等		●	●
		エレベーター，ダムウェーター，エスカレーター等	○		●
	厨房設備，洗濯設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店，旅館，病院等）		●	●
		上記以外の設備	○		●
	その他	機械式駐車設備（ターンテーブル装置を含む），駐輪設備，冷凍冷蔵倉庫における冷却装置，ろ過装置，ＰＯＳシステム，文字・袖看板，簡易間仕切，カーテン，ブラインド等		●	●
外構工事	外構工事	門，塀，緑化設備，アスファルト舗装等		●	●

（注１）　平成 26 年 1 月 1 日以前に取り付けた親機，子機，集合玄関機は，償却資産として取り扱います。

4　不動産貸付業をされている方

賃貸用の共同住宅や駐車場等を所有されていると，門，塀，植栽等の外構工事，駐車場等の舗装等が償却資産の申告対象となります。

（１）償却資産の申告対象となるもの

構築物・建物附属設備

外構工事（舗装路面，門，塀，植栽，側溝等），屋外給排水設備，屋外ガス設備，屋外電気設備，受変電設備，自転車置場，ゴミ置場等

機械及び装置

太陽光発電設備（建材型を除く）等

器具・備品

ルームエアコン，集合郵便受け等

（２）所得税等の申告で，償却資産も含めて「建物一式」で減価償却した場合

次頁の例のように，建物以外の償却資産には個別に耐用年数があります。建築時の工事見

積書（資産の明細がわかる書類）を確認のうえ申告対象となる償却資産を申告してください（工事見積書の写しも申告書に添付してください）。

（例）

共同住宅（家屋は別途課税されます。）

は申告の対象となります。
※（ ）内は耐用年数です。

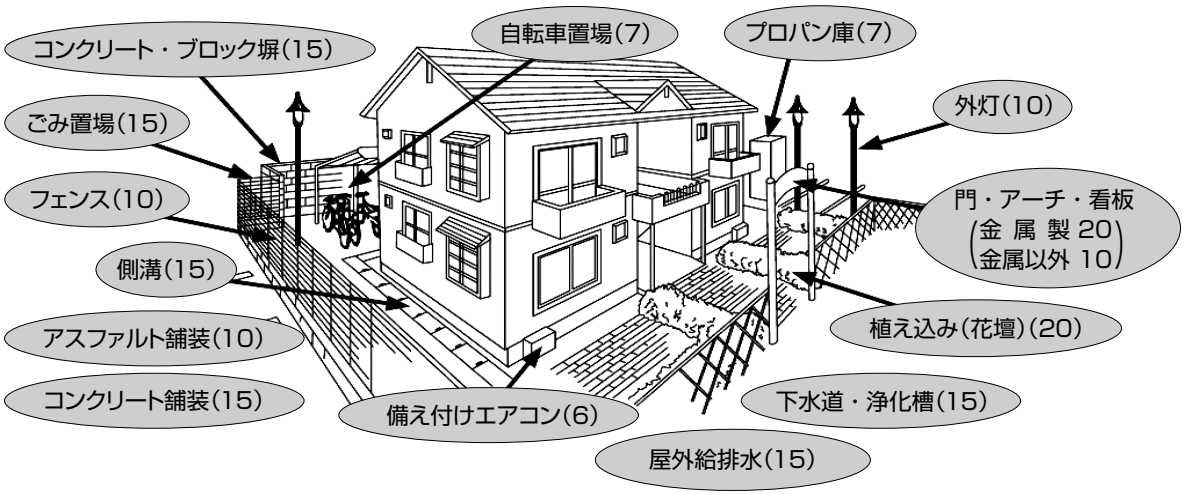

※　その他に受変電・自家発電設備(15)，蓄電池電源設備(6)，ガス引込み設備(15)，中央監視装置(18)，集合郵便受け・宅配ボックス(15)，太陽光発電設備(17)などがあります。

5　計算のしかた

（1）評価額の計算方法

申告していただいた資産を資産の取得時期，取得価額及び耐用年数に基づき，１品ごとに資産の評価額を算出します。

・前年中に取得したもの

取得価額×前年中取得のものの減価残存率＝評価額

・前年前に取得したもの

前年度評価額×前年前取得のものの減価残存率＝評価額

以後，毎年この方法により計算し，最低限度額（取得価額の 5%）まで減価します。

※　**取得価額**‥‥償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃，荷役費，運送保険料，購入手数料，関税，据付費その他当該償却資産を事業用に供するために直接要した費用を含む）をいいます。

※　**消費税の取り扱い**‥‥国税において税込経理をしている場合は税込価格を，税抜経理をしている場合は税抜価格を取得価額としてください。消費税免税事業者は税込経理となります。

例）　取得価額 250,000 円，取得時期　令和 5 年 6 月，耐用年数 4 年のパソコンの場合

耐用年数 4 年の減価残存率　前年中取得のもの……0.781　前年前取得のもの……0.562

令和 6 年度　250,000 円 × 0.781 ＝ 195,250 円

令和 7 年度　195,250 円 × 0.562 ＝ 109,730 円

令和 8 年度　109,730 円 × 0.562 ＝ 61,668 円

令和 9 年度　61,668 円 × 0.562 ＝ 34,657 円

令和 10 年度　34,657 円 × 0.562 ＝ 19,477 円

令和 11 年度　19,477 円 × 0.562 ＝ 10,946 円 ＜ 12,500 円（取得価格の 5%）

※　令和 11 年度で算出額が取得価額の 5%（12,500 円）より小さくなりますので，令和 11 年度以降 12,500 円（取得価格の 5%）が評価額となります。

◆減価率・減価残存率一覧表（固定資産税では旧定率法で計算します。）

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取　得	前年前取　得			前年中取　得	前年前取　得			前年中取　得	前年前取　得
	(r)	$(1-\frac{r}{2})$	(1 − r)		(r)	$(1-\frac{r}{2})$	(1 − r)		(r)	$(1-\frac{r}{2})$	(1 − r)
—				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

（２）課税標準額

令和 6 年 1 月 1 日現在の償却資産の価格（評価額）の合計額が課税標準額となります。なお，課税標準の特例の規定が適用される場合は，その資産の評価額に特例率を乗じて課税標準額を計算します。

（３）税額の計算方法

課税標準額の合計 (1,000 円未満切捨て)	×	税　　率 (1.4%)	＝	税　　額 (100 円未満切捨て)

（４）免税点

償却資産の課税標準額の合計が 150 万円未満の場合は，課税されません。ただし，免税点未満でも申告は必要です。

（５）納期

年税額は，4 回の納期（4 月，7 月，9 月，12 月）に分けて納税します。

6　非課税・課税標準の特例

（１）非課税に該当する資産をお持ちの方

地方税法第 348 条及び附則第 14 条の規定により非課税となる資産を新たに取得した方は，非課税に該当することが確認できる書類を添付して，「固定資産税（償却資産）非課税適用申告書」を提出してください。

（２）課税標準の特例に該当する資産をお持ちの方

地方税法第 349 条の 3，附則第 15 条及び附則第 64 条の規定により課税標準の特例の適用を受ける資産を新たに取得した方は，特例に該当することが確認できる書類を添付して，「固定資産税（償却資産）課税標準の特例適用申請書」を提出してください。

◆課税標準の特例の対象となる償却資産（一部抜粋）

（※）はわがまち特例

<table>
<tr><th>適用条項</th><th colspan="3">特例対象資産等</th><th>特例率</th></tr>
<tr><td>地方税法第 349 条の 3 第 2 項</td><td colspan="3">一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者を除く。）が新設した一般ガス導管事業の用に供する償却資産</td><td>最初の 5 年度分 1/3
次の 5 年度分　2/3</td></tr>
<tr><td>地方税法第 349 条の 3 第 27 項～第 29 項
市税条例第 83 条</td><td colspan="3">児童福祉法に基づき家庭的保育事業，居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する償却資産
（平成 30 年度以降の年度分から）</td><td>1/3（※）</td></tr>
<tr><td>地方税法附則第 15 条第 2 項第 1 号
市税条例付則第 18 条第 1 項</td><td colspan="3">水質汚濁防止法による汚水又は廃液の処理施設
（令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日取得分）</td><td>1/3（※）</td></tr>
<tr><td>地方税法附則第 15 条第 2 項第 2 号</td><td colspan="3">ごみ処理施設
（令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日取得分）</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td>地方税法附則第 15 条第 2 項第 3 号</td><td colspan="3">一般廃棄物の最終処分場
（令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日取得分）</td><td>2/3</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地方税法附則第 15 条第 2 項第 4 号</td><td colspan="2" rowspan="2">産業廃棄物処理施設
（令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日取得分）</td><td>石綿を含む産業廃棄物の処理の用に供するもの</td><td>1/2</td></tr>
<tr><td>上記以外のもの</td><td>1/3</td></tr>
<tr><td>地方税法附則第 15 条第 2 項第 5 号
市税条例付則第 18 条第 2 項</td><td colspan="3">下水道法による公共下水道の使用者が設置した除害施設
（令和 4 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日取得分）</td><td>7/10（※）</td></tr>
<tr><td rowspan="8">地方税法附則第 15 条第 25 項
市税条例付則第 18 条第 10 項～第 19 項</td><td rowspan="8">再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する特定再生可能エネルギー発電設備
（令和 2 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日取得分）</td><td rowspan="2">太陽光発電設備
（10kW 以上）</td><td>1,000kW 未満</td><td>3 年度分 1/2（※）</td></tr>
<tr><td>1,000kW 以上</td><td>3 年度分 7/12（※）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">風力発電設備</td><td>20kW 未満</td><td>3 年度分 7/12（※）</td></tr>
<tr><td>20kW 以上</td><td>3 年度分 1/2（※）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">水力発電設備</td><td>5,000kW 未満</td><td>3 年度分 1/3（※）</td></tr>
<tr><td>5,000kW 以上</td><td>3 年度分 7/12（※）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">地熱発電設備</td><td>1,000kW 未満</td><td>3 年度分 1/2（※）</td></tr>
<tr><td>1,000kW 以上</td><td>3 年度分 1/3（※）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">バイオマス発電設備
（20,000kW 未満）</td><td>10,000kW 未満</td><td>3 年度分 1/3（※）</td></tr>
<tr><td>10,000kW 以上</td><td>3 年度分 1/2（※）</td></tr>
<tr><td>地方税法附則第 15 条第 32 項
市税条例付則第 18 条第 21 項</td><td colspan="3">児童福祉法に基づき企業主導型保育事業の運営費に係る補助を受けた事業主等が設置する一定の保育に係る施設の用に供する償却資産
（平成 29 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日補助開始分）</td><td>5 年度分
1/3（※）</td></tr>
<tr><td>地方税法附則第 15 条第 42 項
市税条例付則第 18 条第 24 項</td><td colspan="3">特定都市河川浸水被害対策法又は下水道法に規定する雨水貯留浸透施設（令和 3 年 7 月 15 日～令和 6 年 3 月 31 日取得分）</td><td>1/6（※）</td></tr>
<tr><td>(旧)地方税法附則第 64 条
(旧)市税条例付則第 18 条第 27 項</td><td rowspan="4">中小事業者等が中小企業等経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した償却資産</td><td colspan="2">令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日取得分</td><td>3 年度分
零（※）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">地方税法附則第 15 条第 45 項</td><td rowspan="3">賃上げの表明</td><td>無</td><td>令和 5 年 4 月 1 日～
令和 7 年 3 月 31 日取得分</td><td>3 年度分
1/2</td></tr>
<tr><td rowspan="2">有</td><td>令和 5 年 4 月 1 日～
令和 6 年 3 月 31 日取得分</td><td>5 年度分
1/3</td></tr>
<tr><td>令和 6 年 4 月 1 日～
令和 7 年 3 月 31 日取得分</td><td>4 年度分
1/3</td></tr>
</table>

（注）この一覧表は，令和 5 年 9 月 30 日現在で作成しております。

（3）東日本大震災にかかる代替資産の特例

東日本大震災により滅失または損壊した償却資産の所有者が，令和 6 年 3 月 31 日までの間に，その償却資産に代わるものと認められる償却資産を取得，または損壊した償却資産を改良した場合，取得された償却資産については，固定資産税の課税標準を取得の翌年から 4 年度分につき 2 分の 1 の額とする特例措置が受けられます。

また，原子力災害による居住困難区域内の償却資産の所有者が，その償却資産に代わる償却資産を，居住困難区域が解除されてから3か月を経過するまでに取得した場合にも，固定資産税の課税標準を取得の翌年から4年度分につき2分の1の額とする特例措置が受けられます。

7　再生可能エネルギー発電設備（太陽光，風力，水力，地熱，バイオマス）

家屋の屋根（建材型を除く）や，野立て等に太陽光発電設備等を設置し，事業用資産に該当する場合は，発電設備が償却資産の課税対象となり，申告が必要です。

（1）設置者及び発電規模別の申告対象区分

設置者	10kW以上の発電設備 （余剰売電・全量売電）	10kW未満の発電設備 （余剰売電）
個　人 （住宅用）	売電するための事業用資産となるため，**申告の対象となる。**	売電するための事業用資産とはならないため，**申告の対象とならない。**
個　人 （事業用）	個人であっても事業の用に供している資産については，発電出力量や，全量売電，余剰売電，自家消費にかかわらず，**申告の対象となる。**	
法　人	事業の用に供している資産となるため，発電出力量や，全量売電，余剰売電，自家消費にかかわらず，**申告の対象となる。**	

（2）再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例

再生可能エネルギー発電設備は，当該発電設備に対し新たに固定資産税が課されることになった年度から 3 年度分に限り，前頁の「課税標準の特例の対象となる償却資産」のとおり課税標準の特例が適用されます。（再生可能エネルギー発電設備の取得日は，系統連系日になります。）

ただし，**固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備は特例の適用がありません。**

（3）提出書類（申告書と一緒に提出してください。）

①固定価格買取制度の認定を受けた風力・水力・地熱・バイオマス発電設備

・固定資産税（償却資産）にかかる課税標準の特例適用申請書
・経済産業省発行の再生可能エネルギー発電設備の認定通知の写し
・電力購入量のお知らせなど売電を開始した年月が確認できる書類の写し

②再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備（自家消費型）

・固定資産税（償却資産）にかかる課税標準の特例適用申請書
・再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知の写し
・発電設備を取得した年月が確認できる書類の写し

8　申告の方法と提出書類

（1）初めて申告される方・以前「該当資産なし」で申告された方

令和 6 年 1 月 1 日現在，水戸市内に所有する全ての資産について申告してください。

提出書類 区　分	申告書	種類別明細書 （増加資産・全資産用）	記入方法
申告する資産がある方	○	○	全ての資産を記入してください。
申告する資産がない方	○	×	申告書の備考欄(3)該当資産なしに○印をつけ，事由を記入してください。

（２）前年度までに所有する資産について申告されたことがある方

前年中（令和５年１月２日～令和６年１月１日）に増減があった資産（申告もれ資産を含む）について申告してください。

提出書類 区　分	申告書	種類別明細書		記入方法
		増加資産用 （緑色）	減少資産用 （赤色）	
資産の増減がない方	○	×	×	申告書の備考欄（2）前年中増減資産なしに○印をつけてください。
増加した資産がある方	○	○	×	前年中増加した資産（申告もれ資産を含む）を記入してください。
減少した資産がある方	○	×	○	前年中減少した資産（申告もれ資産を含む）を記入してください。

※前年より前に増加又は減少していた資産の申告がもれていた場合

増加の場合は増加資産用，減少の場合は減少資産用の種類別明細書の摘要欄に「申告もれ」と記入のうえ，提出してください。また，過年度の修正申告書も速やかにご提出ください。

※誤って申告していたものを正しくしたいとき

資産の種類・名称・数量・取得年月・取得価額・耐用年数を誤って申告したものを正しくするときは，種類別明細書の減少資産用に誤ったものをそのまま記入し，増加資産用に正しいものを記入してください。

※平成 20 年度税制改正により耐用年数が改正された資産について

固定資産税（償却資産）は，既存分を含め平成 21 年度分から改正後の耐用年数が適用されます。減価残存率が変更しても取得当初に遡って再計算するものではありません。改正前耐用年数を修正する場合は朱字で訂正し，摘要欄に「省令変更」と記入のうえ，提出してください。

※種類別明細書（黒色）について

一般方式により申告される方に種類別明細書（黒色）を同封しております。この種類別明細書は，企業電算方式により申告されている方や該当資産なしで申告されている方，今年初めて申告される方には同封しておりません。（一般方式とは，水戸市のシステムで償却資産を登録し，増加・減少資産を申告する方式です。企業電算方式とは，事業者自らの電算システムにより全ての償却資産について，評価額，決定価格，課税標準額を算出し，申告する方式です。）

（３）廃業等で市内での事業を終了した方

申告書備考欄（4）の該当箇所に○印をつけ，廃業等の年月日を記入してください。

（４）企業電算方式（全資産申告）により申告される方

評価額，決定価格，課税標準額を算出の上，申告してください。また，特例の適用がある場合は，特例適用後の課税標準額を記入してください。電子申告サービス（eLTAX）を利用し，全資産申告で申告する場合も，課税標準額を記入してください。

【提出書類】　①償却資産申告書　②全資産の明細　③増加の明細　④減少の明細

※増減資産のある場合は，お手数でも③④の書類の提出にご協力ください。また，自社の申告書等を使用する場合は，市からお送りした申告書も一緒に提出してください。

9　電子申告(eLTAX)

水戸市では電子申告サービス（eLTAX）による申告受付を行っています。サービス・利用方法の詳細はeLTAXホームページをご覧いただくか，eLTAXヘルプデスクまでお問い合わせください。

〇利用方法の詳細　eLTAXホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/

〇問い合わせ先　eLTAXヘルプデスク　℡0570-081459　繋がらない場合　℡03-5521-0019

（受付時間9：00～17:00　土･日･祝日及び年末年始12/29～1/3を除く）

１０　実地調査・不申告・過年度遡及

（１）実地調査について

地方税法第353条《質問調査権》及び同法第408条《実地調査》に基づいて，市の償却資産担当者が申告内容の確認のために必要な帳簿類や参考資料の提出を求めたり，資産にかかる調査を行うことがありますので，その際はご協力をお願いします。また，調査の結果，資産の申告もれ等がある場合は，修正分の申告をお願いすることがあります。なお，正当な理由なく実地調査を拒否されますと，同法第354条の規定により罰金などが科せられます。

（２）申告しない場合，または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告しなかった場合は，水戸市市税条例第104条により過料が科せられるほか，地方税法第368条の規定により不足税額に加えて延滞金を徴収されますので，期限までに必ずご申告をお願いします。また，虚偽の申告をされますと，地方税法第385条の規定により罰金などが科せられます。

（３）過年度への遡及について

申告もれ等による賦課決定に際しては，その年度だけでなく，資産を取得された翌年度まで遡及することになります（原則として地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分）。

なお，過年度分について追加課税となる場合，一括で納付していただくことになります。

１１　個人番号を記載した申告書を窓口・郵送でご提出いただく場合

ご本人が提出する場合は下記に掲げる資料①と②からそれぞれ1種類ずつ，代理人が提出する場合は下記に掲げる資料①と③と④からそれぞれ1種類ずつ本人確認等の資料をご用意ください。郵送の場合は，写しを申告書に添付してください。資料の不備があった場合は，個人番号の記載がないものとして受理します。

なお，法人番号を記載した場合，電子申告でご提出いただく場合は，資料は不要です。

※ご用意いただく資料

① 本人の番号確認資料（個人番号カード裏面，通知カード，個人番号記載の住民票等）

② 本人の身元確認資料（個人番号カード表面，運転免許証，プレ印字された申告書等）

③ 代理人の身元確認資料（個人番号カード表面，運転免許証，税理士証票等）

④ 代理権確認資料（委任状原本，税務代理権限証書原本等）

※　通知カードは，令和2年5月25日に廃止されていますが，通知カードに記載された氏名，住所などが住民票に記載されている内容と一致している場合に限り，引き続き番号確認書類として利用できます。

12　償却資産申告書（償却資産課税台帳）の書き方

受付印　令和 6 年 1 月 18 日　　令和６年度　　償却資産申告書（償却資産課税台帳）

水戸市長 様

個人の方は12桁，法人の方は13桁のマイナンバーを記入してください。個人の方は左側を1文字空けてください。

変更の場合は朱字で訂正してください。備考欄に変更日等を記入してください。

所有者	1 住所（ふりがな）（又は申告書等の送達先）	① 水戸市本丸１丁目１番１号（みとしほんまる ちょうめ ばんごう）
	2 氏名（ふりがな）（法人にあっては その名称及び代表者の氏名）	株式会社 ~~漫遊製作所~~ タックス製作所（かぶしきがいしゃ まんゆうせいさくしょ せいさくじょ） 代表取締役　水戸　千代松（みと ちよまつ）

② 取得価額

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)－(ロ)＋(ハ)) (ニ)
1 構築物	100,000,000	22,500,000	21,000,000	98,500,000
2 機械及び装置	30,000,000	0	17,000,000	47,000,000
3 船舶	0	0	0	0
4 航空機	0	0	0	0
5 車両及び運搬具	2,000,000	1,500,000	0	500,000
6 工具、器具及び備品	4,000,000	300,000	1,500,000	5,200,000
合計	Ⓐ136,000,000	Ⓑ24,300,000	Ⓒ39,500,000	151,200,000

資産の種類	評価額 (ホ)	※ 決定価格 (ヘ)	※ 課税標準額 (ト)
1 構築物			
2 機械及び装置	企業電算方式（全資産申告）の方のみ記入してください。		
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
合計			

3 個人番号又は法人番号 ③	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3	※ お問合せ番号（所有者コード）	7123456789
4 事業種目（資本金等の額）	金属製品製造業（300百万円）	8 短縮耐用年数の承認	(有)・無
		9 増加償却の届出	(有)・無
5 事業開始年月	明治33年3月	10 非課税該当の資産	(有)・無
6 この申告に応答する者の係及び氏名 ④	財務Ｇ 佐々木　太郎 224-1111	11 課税標準の特例	(有)・無
		12 特別償却又は圧縮記帳	(有)・無
		13 税務会計上の償却方法	(定率法)・定額法
7 税理士等の氏名	関東税理士事務所 担当　常盤一郎　232-1234	14 青色申告	(有)・無
15 市内における事業所等資産の所在地 ⑤	① 水戸市本丸1－1－1 ② 水戸市中央1－4－1 ③		
16 借用資産（(有)・無） ⑥	貸主の名称等 関東リース（入退室管理システム）		
17 事業用家屋の所有区分		(自己所有)・借家（木造・(非木造)）	

委託している税理士等の氏名（担当者名），電話番号を記入してください。

18 備考（添付書類等）該当する項目に○印を付けてください。　決算期（　月）　⑦

(1) (前年中増減資産あり)
(2) 前年中増減資産なし
(3) 該当資産なし
(①リース資産・②３年一括償却・③その他：　)
(4) ①廃業・②解散・③転出（　年　月　日）

該当資産なしの場合は，該当する理由に○をつけ，③に○をつけた場合は，事由を記入してください。

廃業・解散・転出のいずれかに○をつけ，その年月日を記入してください。

令和5年10月1日　商号変更　旧）㈱漫遊製作所
新）㈱タックス製作所

課税標準の特例や非課税の適用資産を新たに取得した場合は，特例適用申請書や非課税適用申告書のほか，特例，非課税該当が確認できる書類を提出してください。また，耐用年数の短縮や増加償却を新たに適用した資産がある場合は，国税局長の耐用年数短縮承認通知書や税務署長の増加償却の届出書等の写しを提出してください。

① 住所，氏名

・ 異動があったとき

住所・氏名等が変更になった場合は，変更箇所を朱字で訂正のうえ，備考欄または別紙に異動事由，異動年月日等参考となる事項を記入してください。水戸市内に事業所がある法人の場合は，水戸市市民税課に「法人の設立等に関する申告書」を提出してください。

・ 登記簿上の所在地とは違う場所に本社機能があるとき，支社・支店・営業所で経理事務を行っているとき

申告書にあらかじめ印刷してある住所は，原則として登記簿上の所在地になります。水戸市の所有資産が償却資産のみの方で，申告書に記載されている住所以外（支社・支店・営業所等）へ申告書や納税通知書等の送付を希望する場合は，備考欄又は別紙（任意様式）に送達先を記入してください。送達先を設定した場合，申告書や納税通知書の宛名には送達先の住所が印刷されますが，登録されている内容に変更はございません。また，送達先を担当の税理士等に設定することはできません。

（※　償却資産以外に土地，家屋をお持ちの方は，別途「納税通知書送付先変更届」が必要になりますのでご注意ください。）

② 取得価額

・減少および増加した資産について，資産の種類ごとに取得価額の計を記入してください。

・Ⓐは「種類別明細書（黒色）」の合計と，ⒷはＰ17 の減少資産の合計とⒸはＰ15 の増加資産の合計とそれぞれ一致します。

③ 個人番号又は法人番号

マイナンバー制度開始により，個人の方は個人番号（12 桁）を，法人の方は法人番号（13 桁）を記入してください。個人番号は左側を１文字空けて記入してください。

④ 申告に応答する者の係及び氏名

申告書を作成した方の係，氏名と連絡先電話番号を必ず記入してください。

⑤ 事業所等の所在地

水戸市内にある資産の所在地を忘れずに記入してください。

⑥ 借用資産

リース会社からのリースなど借用資産がありましたら，貸主の名称等を必ずご記入ください。

⑦ 備考欄

・(1)～(4)，①～③の該当する項目に○をつけてください。

・一般方式（増減申告）から企業電算方式（全資産申告）に変更するとき（その逆も含む）は，必ずその旨を記入してください。

・会社が合併等した場合には，合併前の全ての会社名を必ず記入してください。

13　種類別明細書（増加資産・全資産用）の書き方

申告年度をご記入ください。

所有者名をお書き忘れのないようお願いします。

令和６年度

種類別明細書（増加資産・全資産用）

※　お問合せ番号（所有者コード）	※
① 7123456789	

② 所有者名	1 枚のうち
株式会社　タックス製作所	1 枚目

（提出用）

行番号	③ 資産の種類	資産コード	④ 資産の名称等	⑤ 数量	⑥ 取得年月 年号	年	月	⑦ 取得価額 (イ) 十億 百万 千 円	⑧ 耐用年数	減価残存率 (ロ)	⑨ 増加事由	⑩ 摘要
01	1	記載する必要はありません。	真空熱処理炉	1	4	26	5	19 000 000	10		1・2・3・(4)	取得価額訂正
02	1		駐車場アスファルト舗装	1	5	5	6	2 000 000	10		(1)・2・3・4	
03	2		CNC旋盤	1	5	5	7	5 000 000	5		1・(2)・3・4	中古品取得
04	2		CNC旋盤	1	5	5	6	12 000 000	10		(1)・2・3・4	
05	6		コピー機（即時償却）	1	5	5	12	250 000	5		(1)・2・3・4	即時償却適用
06	6		応接セット	1	4	22	11	950 000	8		1・2・(3)・4	日本橋営業所から受入
07	6		パソコン(RDC-00010)	2	4	26	12	300 000	4		1・2・3・(4)	申告もれ
08											1・2・3・4	
			～略～									
											1・2・3・4	
			小計	8				39 500 000				

取得価額を誤って申告していた資産を訂正する場合，増加資産用に正しい取得価額を記入してください。
減少資産用には，誤った取得価額を記入してください。

企業電算方式（全資産申告）の方のみ記載してください。

中小企業等に適用となる即時償却資産も，申告対象です。耐用年数を忘れずに記入してください。

資産の種類は以下のとおりです。

1　構築物(建物附属設備)
2　機械及び装置
3　船舶
4　航空機
5　車両及び運搬具
6　工具、器具及び備品

年号は，明治－１　大正－２　昭和－３　平成－４　令和－５を記入してください。

★新たに取得した新品・中古品資産のほか，申告もれや移動により受け入れた資産（税制改正により耐用年数が改正になった資産の場合は，改正前の耐用年数を摘要欄に記入）も記入してください。また，**申告もれ等過年度の申告内容に誤りがある場合には，速やかに修正申告書をご提出ください。**

①　お問合せ番号　申告書の右上に表示されているコードを記入してください。

②　所 有 者 名　個人事業主の場合は事業主名，会社の場合は社名を記入してください。

③　資 産 の 種 類　「１　構築物」「２　機械及び装置」「３　船舶」「４　航空機」「５　車両及び運搬具」「６　工具、器具及び備品」のいずれかをご記入ください。なお，この区分は，法人税申告書別表 16 の「種類」と一致します。

④　資産の名称等　資産の名称を記入してください。（建物附属設備については，Ｐ５の「３　建物付帯設備の家屋と償却資産との区分」を参照の上，資産の種類の区分に従って設備等の内容を記入してください。）

⑤　数　　量　資産の数量を記入してください。単位は任意です。ただし，入力できるのは１から 999 までです。

⑥　取 得 年 月　資産を取得した年月を記入してください。取得日の取扱いは所得税・法人税と同じです。

⑦　取 得 価 額　償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃，荷役費，運送保険料，購入手数料，関税，据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）を記入してください。

※　消費税の取扱いは，国税において税込経理の場合は税込価格を，税抜経理の場合は税抜価格を取得価額とします。

⑧　耐 用 年 数　法人税及び所得税における法定耐用年数を記入してください。国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその短縮耐用年数を記入してください。

中古資産の場合は，原則として取得後の使用可能年数を見積もって耐用年数としますが，見積もりが困難な場合は，次の**簡便法**によることもできます。（ただし，取得した中古資産を事業の用に供するため支出した資本的支出がその中古資産の再取得価額の 50％相当額を超える場合は，法定耐用年数を適用します。）

簡便法　①　法定耐用年数の全部を経過した場合‥‥法定耐用年数×0.2

②　法定耐用年数の一部を経過した場合‥‥（法定耐用年数－経過年数）＋（経過年数×0.2）

※　計算した年数に１年未満の端数がある場合は端数切り捨て，その年数が２年未満の場合は２年を耐用年数とします。

⑨　増 加 事 由　「1　新品取得」「2　中古品取得」「3　移動による受入れ」「4　その他」のいずれかに○をつけてください。

⑩　摘　　要　非課税該当資産，課税標準の特例適用資産，短縮耐用年数や増加償却資産についてはその旨記入してください。また，増加事由の特記事項（合併による受入，中古品取得等）がある場合も記入してください。

取得年月・取得価額・耐用年数は忘れずに記入してください。

14　種類別明細書（減少資産用）の書き方

申告年度をご記入ください。

所有者名をお書き忘れのないようお願いします。

令和６年度

種類別明細書（減少資産用）

※　お問合せ番号（所有者コード）	※
① 7123456789	

② 所有者名	1 枚のうち
株式会社　タックス製作所	1 枚目

（提出用）

行番号	③ 資産の種類	④ 抹消コード	⑤ 資産の名称等	⑥ 数量	⑦ 取得年月 年号	年	月	⑧ 取得価額 十億 百万 千 円	⑨ 耐用年数	申告年度	⑩ 減少の事由及び区分 1 売却 2 滅　失 3 移動 4 その他	1 全部 2 一部	⑪ 摘要
01	1	1	アスファルト舗装	1	3	63	4	2 500 000	10	記載する必要はありません。	1・②・3・4	①・2	R5.5　廃棄
02	1	7	真空熱処理炉	1	4	26	5	20 000 000	10		1・2・3・④	①・2	取得価額訂正
03	5	2	フォークリフト	1	5	1	7	1 500 000	4		①・2・3・4	1・②	R5.9　3台中1台処分 ㈱みと物産へ売却
04	6	4	ロッカー	1	4	12	10	300 000	15		1・2・③・4	①・2	R5.6　東京工場へ
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
08											1・2・3・4	1・2	
			～略～										
20											1・2・3・4	1・2	
			小計	4				24 300 000					

一部減少の場合は，減少した資産の数量と取得価額を記入してください。

減少資産のコード（コードは同封した種類別明細書を参照）を記入してください。

取得価額を誤って申告していたものを訂正する場合は，誤った取得価額を減少資産用に記入してください。（増加資産用には正しい取得価額を記入してください。）

★売却，滅失および移動による減少資産について記入してください。売却，移動の場合は売却先，移動先もご記入願います。

① **お問合せ番号**　申告書の右上に表示されているコードを記入してください。

② **所有者名**　個人事業主の場合は事業主名を，会社の場合は社名を記入してください。

③ **資産の種類**　減少した資産の種類（「種類別明細書（黒色）」に印字された数字）を記入してください。

「１　構築物」「２　機械及び装置」「３　船舶」「４　航空機」「５　車両及び運搬具」「６　工具、器具及び備品」

④ **抹消コード**　減少した資産のコード（「種類別明細書（黒色）」に印字されたコード）を記入してください。

⑤ **資産の名称等**　減少した資産の名称を記入してください。

⑥ **数量**　減少した数量を記入してください。（一部減少の場合は，減少後の残った数量ではありません。）

⑦ **取得年月**　減少した資産の取得年月を記入してください。

⑧ **取得価額**　減少した取得価額を記入してください。（一部減少の場合は，減少後の残った価額ではありません。）

⑨ **耐用年数**　減少した資産の耐用年数を記入してください。

⑩ **減少の事由及び区分**　該当する減少理由に○をつけてください。また，全部か一部のいずれかに○をつけてください。

⑪ **摘要**　減少した年月や理由を記入してください。数量が２以上のものの一部を減少させた場合は，例えば○台中○台処分など，具体的に明記してください。

※　一般方式により申告される方に種類別明細書（黒色）を同封しております。前年度までに申告された内容により作成していますので，資産の内容を参照のうえ申告書に記入してください。

＊申告書のダウンロード方法＊

水戸市のホームページから，償却資産申告書，種類別明細書（増加資産・全資産用），種類別明細書（減少資産）等の印刷ができます。

水戸市公式ホームページ（https://www.city.mito.lg.jp）

トップページ＞分類からさがす＞暮らし・手続き＞税金・寄附＞固定資産税・都市計画税＞償却資産について

郵送の際に切り取って
ご使用ください。

〒310-8610
茨城県水戸市中央１－４－１
水戸市財務部税務事務所資産税課　償却資産係　行

◆耐用年数表（減価償却資産の耐用年数に関する省令別表より抜粋）

構築物・建物附属設備	電気設備（照明設備を含む）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水，衛生，ガス設備		15
	消火，排煙，災害報知設備		8
	広告用のもの	金属造のもの	20
		その他のもの	10
	可動間仕切り	簡易なもの	3
	アーケード，日よけ設備	主として金属製	15
		その他のもの	8
機械及び装置	食料品製造業用設備		10
	印刷業	デジタル印刷システム設備	4
		製本業用設備	7
	農業用設備		7
	林業用設備		5
	総合工事業用設備		6
	自動車整備業用設備		15
車両	フォークリフト		4
工具器具備品	測定工具，検査工具		5
	ロール	金属圧延用のもの	4
		なつ染ロール，粉砕ロール，混練ロールその他のもの	3
	家具，電気機器，ガス機器，家庭用品	事務机・いす，キャビネット	
		（主として金属製）	15
		（その他のもの）	8
		応接セット	
		（接客業用のもの）	5
		（その他のもの）	8
		ベッド	8
		陳列だな，陳列ケース	
		（冷凍機付又は冷蔵機付）	6
		（その他のもの）	8
		室内装飾品	
		（主として金属製）	15
		（その他のもの）	8
		食事，ちゅう房用品	
		（陶磁器製，ガラス製）	2
		（その他のもの）	5
	光学，写真製作機器	カメラ，映画撮影機，望遠鏡	5
		引伸機，焼付機，顕微鏡	8
	看板・広告器具	看板，ネオンサイン，気球	3
		マネキン人形，模型	2
		その他のもの	
		（主として金属製）	10
		（その他のもの）	5
	容器・金庫	ボンベ	
		溶接製のもの	6
		鍛造製のもの	
		（塩素用）	8
		（その他のもの）	10
		ドラムかん，コンテナ-，その他	
		（大型コンテナ-6m 以上）	7
		（その他のもの）	
		金属製	3
		その他のもの	2
		金庫	
		（手提げ金庫）	5
		（その他のもの）	20

へい	鉄筋コンクリート造	30
	コンクリート造	15
	れんが造	25
	石造	35
	金属造，合成樹脂造，木造	10
緑化施設及び庭園	工場緑化施設	7
	その他の緑化施設，庭園	20
舗装道路，舗装路面	コンクリート敷，れんが敷，石敷	15
	アスファルト敷，木れんが敷	10
	ビチューマルス敷	3
電気業用設備	電気業用水力発電設備	22
	その他の水力発電設備	20
	その他の設備	
	（主として金属製）	17
	（その他のもの）	8
飲食料品小売業用設備		9
宿泊業用設備		10
洗濯業，理容・美容業，浴場業用設備		13
飲食店業用設備		8
型，鍛圧工具，打抜工具	プレスその他の金属加工用金型，合成樹脂，ゴム又はガラス成型用金型，鋳造用型	2
	その他のもの	3
切削工具		2
事務機器及び通信機器	電子計算機	
	（パーソナルコンピューター（サーバー用のもの除く））	4
	（その他のもの）	5
	複写機，レジスター，タイムレコーダーその他これらに類するもの	5
	テレタイプライター，ファクシミリ	5
	インターホン，放送用設備	6
	電話設備その他の通信機器	
	（デジタル構内交換設備，デジタルボタン電話設備）	6
	（その他のもの）	10
理容・美容機器		5
医療機器	消毒殺菌用機器	4
	手術機器	5
	血液透析，血しょう交換用機器	7
	ハバードタンク，その他作動部分を有する機能回復訓練機器	6
	調剤機器	6
	歯科診療用ユニット	7
	光学検査機器	
	（ファイバースコープ）	6
	（その他のもの）	8
	レントゲン他電子装置使用機器	
	（移動式，救急医療用，自動血液分析器）	4
	（その他のもの）	6
	その他のもの	
	陶磁器製，ガラス製	3
	主として金属製	10
	その他のもの	5
娯楽・スポーツ器具，興業又は演劇用具	パチンコ器，ビンゴ器	2
	ご，しょうぎ，まあじゃん	5
	スポーツ具	3
	衣しょう，かつら	2

※中古の耐用年数は，Ｐ16⑧をご参照ください。